

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

## 秋田国民年金 事案 607

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から45年3月まで

昭和34年から、夏期間はA事業所で働き、厚生年金保険に加入していた。失業していた冬期間は、同事業所の厚生係に国民年金の加入手続をしてもらい、自分で国民年金保険料を納めていた。私の周りで国民年金保険料を納めていなかった人は一人もいなかった。申立期間のみ国民年金加入記録が無いとされるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付し、6回の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「昭和34年から、夏期間はA事業所で働き、厚生年金保険に加入していた。冬期間は、同事業所の厚生係に国民年金の加入手続をしてもらい、保険料の納付は自分でしていた。」と主張するところ、同様にA事業所の厚生係に国民年金への加入手続をしてもらっていたとする当時の同僚の証言、及び事業所の事務職員が退職者の国民年金加入手続をまとめて代行することがあったとするB市町村の回答から、申立期間当時、A事業所では、退職者の国民年金への加入手続を代行していたことがうかがわれる。

さらに、申立期間については、申立人の当時の同僚12人が全員、国民年金に加入していることが確認でき、申立人についてのみ加入手続が行われていないことは不自然である。

加えて、申立期間は4か月と短期間である上、申立人の妻の同期間に係る

国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 秋田国民年金 事案 608

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

自宅に来た民生委員から、「国民年金保険料の未納をそのままにしておくと、年金がもらえなくなるので、今ならさかのぼって納めることができる。」と促され、東京オリンピックのころに加入手続きを行い、昭和39年から40年に申立期間の保険料をまとめて納めた記憶がある。

しかし、年金をもらう年齢になって国民年金保険料の未納期間があることを知ったが、それまですべて納めてきたはずなので、納得がいかない。調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和39年又は40年ごろに国民年金の加入手続きをし、申立期間の保険料を遡<sup>そきゅう</sup>及して納付した。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和43年3月以降（申立人が所持する国民年金手帳に記載された発行日は昭和43年4月5日）、資格取得は昭和35年10月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して行われていることが確認でき、申立人が保険料を納付したと主張する39年又は40年当時は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったものと推認される上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできなかったことが推認できる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない（申立人は、現在所持している国民年金手帳以前に手帳を受け取った記憶は無いとしている。）。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は、遡<sup>そきゅう</sup>及して資格取得した期間のうち、昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の過年度保険料を 43 年 4 月 13 日に、42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間の過年度保険料を 43 年 5 月 2 日に、過年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 609

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から46年5月まで  
A市町村に住んでいた昭和45年3月から46年5月までの期間は、母親が私の国民年金保険料を兄の分と一緒に納付していたことは間違いない。母親は他界しており証明できないが、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、兄の分と一緒に母親が納めていた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和50年2月25日、資格取得（任意加入）は同年4月26日に行われていることが確認でき、申立期間は国民年金に加入していない期間となっていることから、申立人の母親は申立人の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出されていた事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その母親が申立人の兄の国民年金保険料と一緒に納付していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の兄は昭和42年4月以降、継続して厚生年金保険に加入しており、国民年金には加入していなかったことが確認できる。

加えて、申立人自身は、申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、納付状況等は不明であり、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 610

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで

昭和 60 年 12 月ごろに A 市町村役場で国民年金の加入手続を行い、納付書により保険料を納付していたが、社会保険庁の記録では申立期間が未加入となっていた。申立期間以外は保険料が納付済みであるのに、この期間だけが未加入とされていることに納得がいかない。調査をお願いする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 12 月ごろに A 市町村役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は納付書により同市町村役場の窓口で納付していた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 61 年 4 月 25 日、資格取得は、第 3 号被保険者として同年 4 月 1 日に行われていることが確認でき、社会保険事務所及び A 市町村のいずれの記録でも申立期間は国民年金に未加入の期間となっており、未加入の期間については保険料の納付書が発行されることが無いため、申立人は保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、申立人が所持する年金手帳に記載された申立人の国民年金の資格取得日は昭和 61 年 4 月 1 日となっており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 603

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 3 月から 50 年 3 月まで、A 都道府県 B 市町村の有限会社 C に D 職として勤務していた。給料から厚生年金保険料が控除されていたと思う。厚生年金保険に加入していたので、国民年金保険料を納付していなかったと思う。この期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が、申立期間当時、有限会社 C に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、有限会社 C が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和 41 年 2 月 1 日から 43 年 7 月 26 日までであり、申立期間のうち、43 年 7 月 27 日から 50 年 3 月までは適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人の記憶及び同僚の証言から、申立期間当時、有限会社 C では多い時には約 30 人の D 職が働いていたとみられるが、同社が厚生年金保険適用事業所であった全期間に被保険者資格を取得した者は 15 人のみであり、申立人が同僚の D 職として記憶している 2 人についても、加入記録は無く、同社では D 職として働いていた者全員について厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間のうち、有限会社 C が厚生年金保険の適用事業所であった昭和 43 年 3 月から同年 7 月 26 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、寮の賄いの仕事をしていた女性一人のみであったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 604

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで  
昭和 37 年 2 月に A 市町村の B 株式会社に入社し、社名が C 株式会社に変更されたものの、44 年 7 月ごろまで働いた。申立期間の厚生年金保険加入記録が無いとされるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険庁の記録では、B 株式会社における厚生年金保険の加入記録は昭和 37 年 2 月 1 日から 40 年 7 月 31 日までとされているが、同社が C 株式会社に変更した以降も 44 年 7 月ごろまで引き続き勤務し、厚生年金保険にも加入していた。」と主張するところ、雇用保険の記録から、申立人が C 株式会社（B 株式会社が名称変更）において昭和 38 年 9 月 1 日から 43 年 12 月 31 日まで勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録により、B 株式会社は昭和 40 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、及び同社が社名変更した C 株式会社は厚生年金保険適用事業所となったのは 48 年 2 月 1 日であることが確認でき、申立期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、B 株式会社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 40 年 7 月 31 日において、当時の社長及び申立人が同僚として記憶する二人の社員も、同社に係る被保険者資格を喪失し、同日以降は国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当該同僚は、「当時、勤務していた B 株式会社での厚生年金保険の加入が無くなったので、その後、再度厚生年金保険に加入するまでは、国民年金に加入していた。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から同年 11 月まで  
② 昭和 48 年 5 月から同年 11 月まで

私は、夫と共に昭和 46 年から 3 年連続で A 事業所に出稼ぎに行き、食堂で調理の仕事をし、夫は道路舗装等の仕事をした。私は 3 年とも同じ雇用形態だったのに、厚生年金保険の加入記録は 46 年の分しか無く、夫は全く厚生年金保険加入記録が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、同時期に A 事業所において申立人と二人で食堂の調理の仕事をしていたとする同僚についても、A 事業所に係る厚生年金保険加入記録は、申立人と同様に昭和 46 年 5 月から同年 10 月までの期間のみで、47 年及び 48 年の加入記録は無い。

また、A 事業所は既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していなかった経緯等については確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立期間①及び②において被保険者資格を取得した 6 人の中に申立人の氏名は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 606

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月から同年 11 月まで  
② 昭和 47 年 5 月から同年 11 月まで  
③ 昭和 48 年 5 月から同年 11 月まで

私は、夫と共に昭和 46 年から 3 年連続で A 事業所に出稼ぎに行き、食堂で調理の仕事をし、夫は道路舗装等の仕事をした。私は 3 年とも同じ雇用形態だったのに、厚生年金保険の加入記録は 46 年の分しか無く、夫は全く厚生年金保険加入記録が無いので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時、A 事業所において事務を担当していた元社員は、「現場で仕事をしていた男性は、日雇健康保険のみに加入させていた。」と証言しており、申立人と同時期に A 事業所において道路舗装等の仕事をしていた複数の同僚についても、同事業所に係る厚生年金保険加入記録は申立人と同様に無く、9 年間、同事業所で出稼ぎの世話役として働いたとする一人についても加入記録は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の厚生年金保険加入記録は見当たらず、申立期間における健康保険記号番号に欠番もみられない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係

る事実を確認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 607

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年ごろから 27 年ごろまで

私は、昭和 25 年ごろから、A市町村にあったB事業所が行った工事などに、「C」の名前で従事していた。毎日、公共職業安定所の前に集まって就労手帳を提出し、所長から指示のあった現場に連れていかれ働いた。働いていた人は100人ぐらいいた。働いて給料をもらったのは確かなので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市町村が発行する「A市町村史」により、申立期間当時、A市町村において、D都道府県及びA市町村が事業主体となった緊急失業対策事業が行われていたことが確認でき、申立人の記憶と一致していることから、申立期間に申立人がA市町村において失業対策事業の就労者であったことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時のE公共職業安定所F分室の職員は、「失業対策事業の就労者は厚生年金保険に加入していなかった。」「賃金から控除していたのは日雇労働者手帳に貼付する失業保険料の印紙代だけだった。」と証言している。

また、社会保険庁の記録では、B事業所が厚生年金保険適用事業所であったことは確認できない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 608

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 5 日から 49 年 2 月 1 日まで  
昭和 48 年の冬から、農閑期のみの季節作業員としてA株式会社で働き始めたと記憶しているが、社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入は 49 年 2 月 1 日からとなっていることに納得がいかない。調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「昭和 48 年の冬から農閑期のみの季節作業員として働き始めた。」と主張するところ、当時の複数の同僚は、「臨時の従業員は入社後すぐに厚生年金保険には加入させず、数か月の試用期間があった。」と証言している上、入社から半年後に厚生年金保険に加入している同僚が確認できることから、A株式会社では、申立期間当時、臨時の従業員は入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人の厚生年金保険加入記録は、昭和 49 年 2 月 1 日から同年 5 月 2 日までの期間以外には無く、申立期間において健康保険記号番号に欠番もみられない。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A株式会社は既に解散しており、関係資料も火災により焼失して

いることから、同社における申立人の保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除についての記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。